

平成29年第5回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 平成29年5月31日(水) 午後2時00分

場 所 市役所5階 正庁

2. 会議構成人員(38名)

出席農業委員(17名)

1番	早津和一	委員	2番	高橋義勝	委員
3番	今井直敏	委員	4番	滝田文雄	委員
5番	我妻貢	委員	6番	山本繁夫	委員
7番	有賀良雄	委員	8番	鈴木滋夫	委員
9番	緑川喜文	委員	10番	齋藤茂	委員
11番	星保雄	委員	12番	和田一男	委員
14番	矢吹幸彦	委員	16番	本宮勝正	委員
17番	矢野正則	委員	18番	北野唯道	委員
19番	砂塚功	委員			

欠席農業委員(2名)

13番	塩田一也	委員	15番	大戸文治	委員
-----	------	----	-----	------	----

出席農地利用最適化推進委員(18名)

茂木一男	委員	佐藤良一	委員
樋口幹夫	委員	邊見芳正	委員
篠宮四郎	委員	斎藤一廣	委員
小泉光敏	委員	深谷昭	委員
矢内照美	委員	鈴木茂次	委員
橋本賢一	委員	深谷宏光	委員
高久亨	委員	円谷隆男	委員
秋元幸一	委員	山内喜一	委員
飛知和金一	委員	富永進	委員

欠席農地利用最適化推進委員(1名)

鈴木 信 秋 委員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	近藤 恭	次長兼係長	大崎 泰弘
主任主査	高橋 早苗	副 主 査	竹内 忍
表郷分室長	穂積 明	大信分室長	長谷川 章
東分室長	鈴木 穰		

◎開 会

事務局長 皆様、大変お疲れさまでございます。会議に先立ちまして、お知らせをさせていただきます。

今回の総会につきましては、開催通知にもご案内させていただいたのですが、軽装・エコスタイルのほうでご参加をご案内申し上げましたけれども、市役所のほうでも5月15日からノーネクタイ、上着なしの軽装で業務を実施しております。皆様のご理解とご協力のほうよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達していますので、平成29年第5回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が4件、農地法第5条関係が9件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が35件、合わせて48件をご審議いただくこととなります。よろしくお願いいたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、砂塚会長よりご挨拶をお願い申し上げます。

会 長 改めまして、こんにちは。

大変暑い中、それからお仕事の忙しい中を本日お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。すっかりもう初夏というよりは真夏になったような感じで、これから農作業等、草刈りなど大変お忙しいと思いますけれども、健康に十分留意されまして、農作業等を進めていただくようお願いを申し上げます。

それでは、ただいまより第5回白河市農業委員会総会を開会いたします。よろしく願い申し上げます。

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名ではありますが、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、5番、我妻貢委員、6番、山本繁夫委員の両名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告いたします。

13番、塩田一也委員、15番、大戸文治委員、鈴木信秋推進委員です。以上の3名であります。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、2ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。平成29年5月31日提出。会長砂塚功。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局（高橋主任主査） それでは、3ページをごらんください。農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその4朗読】

以上、その1からその4までの案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

富永委員 東小野田地区担当の富永です。

この案件につきましては、5月20日、本宮委員さんと現地確認してまいりました。その際、譲受人の奥さん、譲渡人の代理人に確認していただきました。この土地は、今までも作付していたということで、この際譲りたいということでしたので、周りの環境も何ら関係なく、そのまま作付でき環境に与える影響もないということで、確認してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第3条その2を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

佐藤委員 市内西部地区担当の佐藤良一です。

この案件につきましては、5月26日に早津委員と現地確認してまいりました。当日、譲受人に現地へ来ていただきまして、この内容について確認しております。また、譲渡人に確認し、この土地は、譲受人が以前からずっと長く耕作してもらっていたということで、隣接地の贈与ということで間違いないということでございます。また、譲受人は、今後もこれまでどおり田んぼとして耕作していくということで、何ら問題ないものと考えております。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第3条その3を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

富永委員 東小野田地区担当の富永進です。

5月20日に本宮委員と現地で確認してまいりました。譲渡人の代理人、譲受人に確認しております。そのまま譲渡され耕作したほうが良いということですので、何ら問題はないかと思われまので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第3条その4を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

富永委員 東小野田地区担当、富永でございます。

5月20日に本宮委員、代理人、譲受人と現地を確認してまいりました。これは親子の譲渡ということで、問題はないことを確認してまいりましたので、皆様のご審議のほうをよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎次長兼係長） 5ページをごらんください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成29年5月31日提出。会長砂塚功。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、6ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 五箇担当の深谷です。

去る24日、有賀委員、譲渡人と現地確認し申請書のとおりだということですので、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。現地見た限りでは、農地への影響は、一般住宅ですので軽微だと思いますので、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、11ページをごらんください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の既存施設拡張事業に該当するものと判断いたします。農地の区

分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 表郷社地区の鈴木と申します。

今回の申請について、去る5月24日、滝田委員さんと現地調査を行いました。また、譲渡人、譲受人代表に現地に立ち会いをいただきました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題はないと思われまます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようです、その2について原案のとおり決定します。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、16ページをごらんください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

富永委員 東小野田地区担当の富永です。

この件につきましては、先日5月26日に本宮委員とともに現地に出向いて確認してまいりました。譲受人、譲渡人にも立ち会いをいただきまして確認したところ、お互い問題ないということで確認してまいりました。周辺に与える影響ですが、周りに与える環境は問題ないと思われまますので、皆さんの審議をよろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員から説明がありました、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようです、その3について原案のとおり決定します。

次に、農地法第5条その4からその7の4件については、譲渡人が同一人でありまますので、関連がありまますので、一括して事務局より説明をいたさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、21ページをごらんください。

【その4からその7朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。農地区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 事務局お疲れさま。

続きまして、農地法第5条その4からを審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

樋口委員 大沼地区担当の樋口です。

今回の申請について、去る5月27日に、和田委員と現地調査を行い、譲渡人、譲受人の代理人に来てもらい、申請内容について確認しました。申請内容については間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地の影響については特に問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

次に、農地法第5条その5を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

樋口委員 大沼地区担当の樋口です。

今回の申請について、5月27日に、和田委員と現地調査を行いました。譲渡人、譲受人の代理人に来てもらい、申請内容について確認しました。内容については間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

次に、農地法第5条その6を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

樋口委員 大沼地区担当の樋口です。

今回の申請について、去る5月27日に、和田委員と現地調査を行いました。譲渡人と譲受人の代理人に来てもらい、申請内容について確認しました。申請内容については、間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われ

ます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定します。

次に、農地法第5条その7を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

樋口委員 大沼地区担当の樋口です。

今回の申請について、去る5月27日に、和田委員と現地調査を行いました。譲渡人、譲受人の代理人に来てもらい、申請内容について確認しました。申請内容について、間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われず。皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7までについて原案のとおりを決定いたします。

農地法第5条その8を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、41ページをごらんください。

【その8朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。農地区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

篠宮委員 白坂担当の篠宮です。

今回の申請について、5月27日、矢野委員、山本委員、譲渡人、譲受人と5名で現地調査したところ、周辺の農地にも影響がないということで、皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その8について原案のとおり決定します。

農地法第5条その9を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、46ページをごらんください。

【その9朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、皆様方の審議よろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

茂木委員 市内北部地区担当の茂木です。

今回の申請について、去る5月23日に、砂塚委員と現地調査を行いました。譲渡人の立ち会いのもと、申請内容について確認しました。申請内容について間違いのないことでした。また、譲受人は譲渡人の長男であります。譲受人は遠隔地で帰りも遅いとのことでしたので、休日の28日に確認しました。今回の申請地の北及び東側は住宅地であり、南側は譲渡人所有の畑で、西側は未耕作の畑となっております。排水の問題、土砂流出等はなく、周辺農地への影響については特に問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その9について原案のとおり決定します。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) 51ページをごらんください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。平成29年5月31日提出。会長砂塚功。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局(高橋主任主査) それでは、66ページをごらんください。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業(所有権の移転)についてご説明いたします。

【第1号朗読】

この案件につきましては、あつせん会議を開催し、了承を得た内容でございます。ご審議

のほどよろしくお願いいたします。

会 長 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、10番、齋藤茂委員の退席を命じます。

(齋藤茂委員 退席)

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第34号並びに所有権の移転第1号について承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第34号並びに所有権の移転第1号について、原案のとおり承認いたします。

10番、齋藤茂委員の入場を認めます。

(齋藤茂委員 入場)

◎その他

会 長 それでは、皆様のほうから、何か総体的にでも結構です、何かございましたら、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局より連絡をお願いします。

事務局長 では、お手元のほうに配付させていただいております資料ナンバー1のほうをごらん願います。

平成29年度福島県下農業委員及び推進委員大会開催要領でございます。11月14日火曜日に福島市のパルセいいざかで県内の農業委員及び推進委員、約1,300名の参加のもと開催され、活動推進に関する決議等が議題となる予定でございます。近くなりましたら再度皆様のほうにご案内を申し上げますので、皆様奮ってご参加いただければと思います。よろしく願いいたします。

続いて、資料ナンバー2をごらん願います。

こちらは、その大会議案の検討について、でございますが、県の農業会議では、各市町村の委員の皆様から意見を集約しまして、議案を作成したいと考えておるということでございます。資料2には、検討する項目を参考資料として添付しておりますので、大会議案への意見、要望、提案事項などございましたら、6月15日までに事務局のほうにご連絡をいただ

ればと思います。よろしくお願いいたします。

最後になりますが、次回の総会についてでございます。次回の総会は6月30日金曜日、午後2時から、こちら市役所正庁、この場所で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局からの連絡は以上でございます。

会 長 それでは、もう一度、皆様何かご意見等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、以上で本日の総会を終了いたします。

◎閉 会

会 長 これをもちまして平成29年第5回白河市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

(午後15時10分)
